

daily コラム

2025 年 10 月 27 日(月)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

譲渡損益の繰延べと寄附金に注意！ グループ内の固定資産の簿価譲渡

中小でも「グループ法人税制」の適用あり

100%の資本関係がある内国法人グループの間で行われる一定の取引に適用される「グループ法人税制」。大企業ばかりでなく、中小企業でも適用があります。グループの法人企業の間では、固定資産を帳簿価額で譲渡するケースがありますが、この場合、「グループ法人税制」に注意が必要です。

グループ内における資産の低廉譲渡

まず、譲渡する固定資産が簿価 1,000 万円以上の一定の資産（譲渡損益調整資産）である場合には、「譲渡損益の繰延べ」の規定が適用され、損益（時価－簿価）が繰延べられます。また、「譲渡対価」が「時価」よりも低い場合（低廉譲渡）では、寄附金が認識されます。100%グループ内で生じた寄附金は、全額が損金不算入とされます（個人による完全支配関係の場合には適用なし）。

＜譲渡損益調整資産を低額譲渡した場合＞

譲渡法人	①時価による譲渡利益計上 ②譲渡損益の繰延べ ③寄附金の認容（認識） ④寄附金の損金不算入
譲受法人	①受贈益の計上 ②受贈益の益金不算入

土地を簿価で譲渡した場合（時価＞簿価）

内国法人 G1 社が、100%グループ関係にある内国法人 G2 社に対して、保有する土地（簿価 80・時価 100）を簿価で譲渡した場合の G1 社の処理を考えてみましょう。

＜G1 社の会計上の考え方＞

（借方）現金 80（貸方）土地 80

＜G1 社の税務上の考え方＞

税務では、土地は時価 100 で譲渡したものと考え、時価 100 と対価 80 の差額 20 は、G1 社から G2 社に寄附したものと考えます。

（借方）現金 80（貸方）土地 80

（借方）未収入金 20（貸方）譲渡益 20

（借方）寄附金 20（貸方）未収入金 20

＜G1 社の申告調整＞

G1 社は「譲渡益計上漏れ 20（加算）」と「寄附金認容 20（減算）」を加味した上で、次の申告調整を行います。

寄附金の損金不算入額 20（加算）

譲渡損益調整勘定繰入額 20（減算）

調整勘定で繰延べた譲渡益は、G2 社が土地をグループ外に譲渡等した時に実現します（調整勘定 20 の戻入れ）。その他、株主が法人である場合、グループ法人株式の「寄附修正」を別表五で行う必要があります。



100%企業グループ
を一体として考える
税制です。